

第5次八女市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和5年6月
福岡県八女市

【令和7年3月改正】

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



目 次

第1章 背景

- 1 地球温暖化問題に関する国内外の動向 1
- 2 実行計画策定の根拠と上位計画 2

第2章 計画改定の趣旨

- 1 これまでの策定経過 3
- 2 温室効果ガス排出量算定の範囲 3
- 3 温室効果ガス排出量の推移 4
- 4 旧計画の目標達成状況 5
- 5 計画改定方針 6

第3章 基本的事項

- 1 事務事業編の目的と対象範囲 7
- 2 対象とする温室効果ガスの種類 7
- 3 事務事業編の計画期間 8

第4章 温室効果ガス削減目標と取組方針

- 1 目標及び目標設定の考え方 8
- 2 具体的な取り組み（目標） 9
 - 2－1 電気使用量の削減 10
 - 2－2 化石燃料使用量の削減 12
 - 2－3 水道使用量の削減 13
 - 2－4 廃棄物量の減少 14
 - 2－5 用紙使用量の減少 15
 - 2－6 その他の取り組み 16
- 3 具体的な取り組み（再エネ導入） 17

第5章 計画の推進と点検・評価

- 1 運用方法 18
- 2 推進体制 18
- 3 計画の見直し 19

第1章 背景

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、様々な分野において大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、災害の頻発化等が観測されています。

地球温暖化が、重大な環境問題として認識されるようになった20世紀後半、1994年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が発効しました。以降、この条約に基づいた締結国会議（COP）が開催され、世界各国で取組がなされています。

以下の表は、これまでの国内外の大まかな動向をまとめたものです。

時期	動向
1994	気候変動に関する国際連合枠組条約が発効。
1997	COP3開催。京都議定書が採択。
1999	地球温暖化対策の推進に関する法律が施行。
2015	日本政府が、国内の排出量を2030年度までに2013年度比26%削減する約束草案を国連へ提出。 COP21開催。「平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を定めたパリ協定が合意。
2018	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」公表をうけ、2050年までのカーボンニュートラル達成を目標に掲げる動きが広がる。
2020	日本政府が、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。
2021	国の地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を46%削減（2013年度比）することに決定。 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立。 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）が改定。削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し。

2 実行計画策定の根拠と上位計画

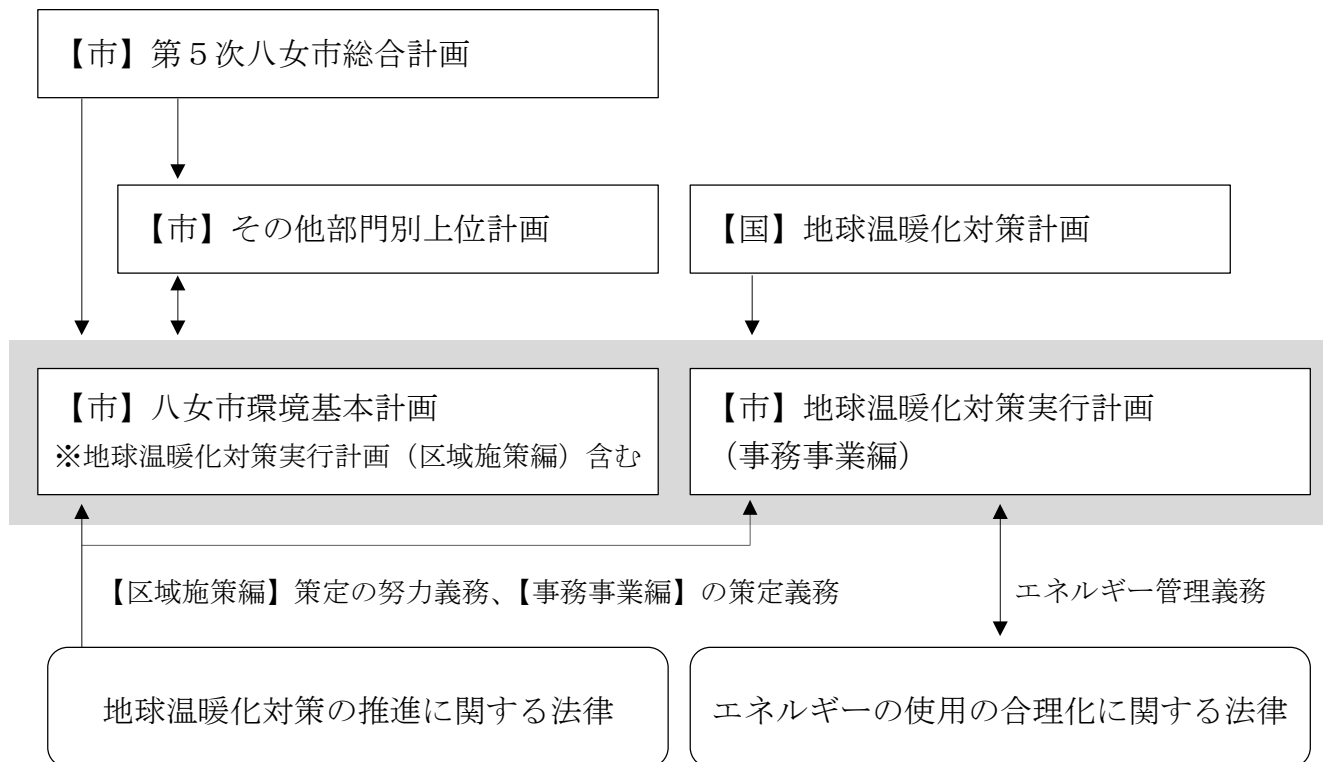
「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項で、市町村は事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（以下、「実行計画」と呼ぶ）を策定するものとされています。

また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、「省エネ法」と呼ぶ）において、本市はエネルギー年間使用量が原油換算で1,500kℓ以上であるため、特定事業者としての指定を受けています。

特定事業者は、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化原単位を中長期的に見て年平均1%以上低減させることが目標となっており、本実行計画を推進することは、省エネ法におけるエネルギー消費の低減にも資することとなります。

実行計画と本市の上位計画等との位置づけは以下のとおりです。

八女市環境基本計画において目指す環境像として掲げている、「安全・安心な暮らしを支える 環境にやさしい郷土づくり」を目指し、行政事務における温室効果ガスの排出量の削減と、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に取り組みます。



第2章 計画改定の趣旨

1 これまでの策定経過

実行計画の策定経過等は以下のとおりです。

時期	経過
2000	2月に「八女市地球温暖化対策実行計画」策定。 1999年基準、2004年を目標として6%削減を目指した。 結果は、目標（京都議定書の目標値）に対して0.2%の未達成に終わった。
2005	「第2次八女市地球温暖化対策実行計画」策定。 計画期間は2005年～2009年。2005年度中に、当初の目標（京都議定書の目標値）を達成した。
2010	黒木町、立花町、矢部村及び星野村と合併。現在の八女市が誕生。 「第3次八女市地球温暖化対策実行計画」策定。 2010年基準、2015年を目標として5%以上削減を目指した。 目標は未達成に終わった。
2017	「第4次八女市地球温暖化対策実行計画」策定。 2015年基準、2021年目標とし、6.4%削減を目指した。 排出係数の低下もあり、目標を達成した。
2023	「第5次八女市地球温暖化対策実行計画」（本計画）策定。

2 温室効果ガス排出量の算定範囲

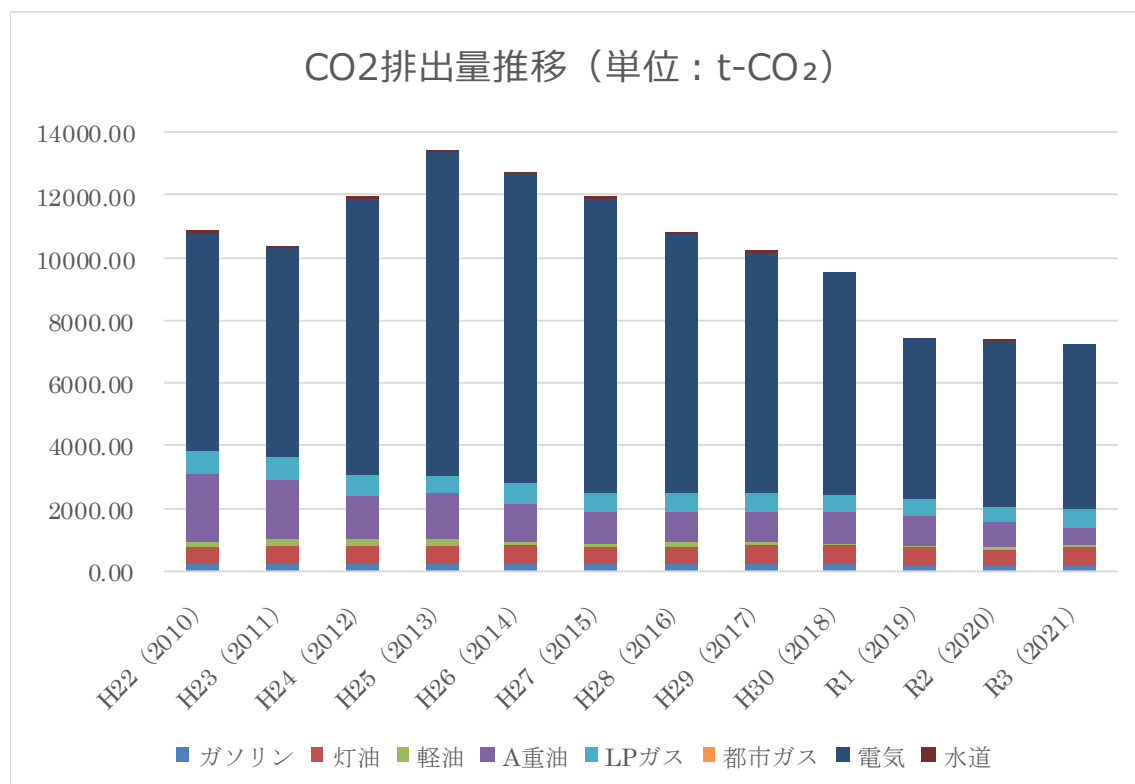
「八女市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の対象範囲は、八女市役所の全事業拠点の事務及び事業とします。

指定管理施設や委託施設、無人ポンプ場も含みます。（235施設）

3 温室効果ガス排出量の推移

過去の事務事業編における温室効果ガス排出量は以下のとおりです。

脱炭素社会の実現のためには、温室効果ガス排出量のうち80%以上を占める、エネルギー起源二酸化炭素の削減に取り組むことが極めて重要であることから、ここにおける排出量は二酸化炭素のエネルギー起源排出量となります。



上記のとおり、事務事業編における排出量は、2013年度13,443t-CO₂をピークとして2021年度には7,253t-CO₂と減少傾向にあります。

主な原因は、事務事業編に定めた取り組みを促進したことに加え、電気の二酸化炭素排出係数が低下したことだと考えられます。2011年に東日本大震災が発生した際、二酸化炭素の排出が少ない発電方法である原子力発電が軒並み停止し、電力需要を補うために火力発電への依存率が高まりました。その結果、電気の排出係数が上昇し、二酸化炭素排出量の増加へと繋がりました。

東日本大震災以降、徐々に原子力発電が稼働したことに加え、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が進んだことにより、排出係数は低下傾向にあります。

4 旧計画の目標達成状況

2017年に定めた、「第4次八女市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、2015年度を基準とし、2021年度までに温室効果ガスを6.4%減を目指し取り組みました。

そして、目標達成のために、電気、化石燃料（ガソリン、軽油、灯油、LPガス、重油）、水道の使用量において定量的な削減目標を設定しました。結果は省エネの敢行によりエネルギー使用量の減少及び電気の二酸化炭素排出係数の低下により基準年度（2015年度）11,966t-CO₂、目標値11,200t-CO₂以下に対して、目標年度（2021年度）7,253t-CO₂となり目標達成しました。

項目	削減目標	基準値 (2015)	目標値 (2021)	実績値 (2021)
排出量 (t-CO ₂)	▲6.4%	11,966	11,200	7,253
電気 (kWh)	▲7%	16,152,410	15,021,741	14,382,065
ガソリン (ℓ)	▲10%	99,906	89,915	76,442
軽油 (ℓ)	▲5%	56,705	53,870	32,085
灯油 (ℓ)	▲5%	206,498	196,173	228,414
LPガス (m ³)	▲5%	97,811	92,920	91,331
A重油 (ℓ)	▲5%	371,071	352,517	218,244
水道 (m ³)	▲5%	202,658	192,525	149,820

5 計画改定方針

旧計画である第4次計画から今日に至るまでに、地球温暖化対策において大きな変化がありました。

まず、我が国においては、新たに「2050年までにカーボンニュートラルを達成する」という目標が掲げられました。それに伴い、政府実行計画や関連法令等の改正が進んでいます。

本市においては、2021年度から、新たな総合計画である「第5次八女市総合計画」に基づき事業を開始しています。この計画においては、「脱炭素社会の実現に取り組む」ことを明記しています。

また、環境部門以外においても、脱炭素社会に標準を合わせた、様々な計画の策定・改定が実施されています。

以上の状況を鑑み、以下の3つの方針に従って計画の改定を行います。

①現在の国目標と整合した目標を立て、取り組みを一層促進する。

本実行計画の目標策定に当たっては、政府実行計画等、国が新たに立てた、野心的目標に準拠したものとします。また、燃料使用量の削減に励むことを前提としたうえで、再生可能エネルギー設備等の導入にも取り組みます。

②各部局との連携を緊密にし、全庁的な地球温暖化対策を促進する。

脱炭素社会達成のためには、環境部局だけでなく、あらゆる部局において取り組みを加速させる必要があります。そこで、各部局との連携を密にし、本計画と他部局との計画を相互に連携させることを図ります。

③状況に応じ、計画を柔軟に運用する。

国や県の地球温暖化対策に係る計画や諸制度は、これからも大きく変化していくものと予想されます。また、市においても、全市的な取り組みへ向け、種々様々な政策を検討中であります。

よって、本計画を立案した後も、状況に応じ、柔軟に加筆・修正を行い、運用していくこととします。

第3章 基本的事項

1 事務事業編の目的と対象範囲

目的は、市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源化及び再生可能エネルギー施設の導入等を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することにより、地球温暖化を緩和させることです。

「第5次八女市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の対象範囲は、八女市の全事業拠点の事務及び事業とします。

2 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法が対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素を対象とします。各温室効果ガスの排出量等は以下のとおり。

ガス	排出量 割合※	人為的な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	90.8%	エネルギー起源(84.1%)…電気や化石燃料の利用。 非エネルギー起源(6.7%)…廃プラスチック類の焼却等。
メタン(CH ₄)	2.5%	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1.7%	自動車の走行、燃料の燃焼、廃棄物の焼却等。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	4.5%	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
パーフルオロカーボン (PFC)	0.3%	半導体の製造プロセス等。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	0.2%	半導体、電気設備の電気絶縁ガス等。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	0.03%	半導体の製造プロセス等。

※日本の温室効果ガス排出量に占める各ガスの割合。環境省2020年度（令和2年度）速報値を利用。

3 事務事業編の計画期間

政府は2050年カーボンニュートラル、2030年に温室効果ガスを2013年度比率46%減することを目標としています。

本計画についても計画期間2022年度から2030年度までとし、基準年度を2013年度とします。

計画期間：2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）まで
基準年度：2013年度（平成25年度）

第4章 温室効果ガス削減目標と取組方針

1 目標及び目標設定の考え方

本計画の目標は以下のとおりとします。

2013年度を基準として、市の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、2030年度までに60%削減することを目標とします。

2021年10月、政府の「2050年カーボンニュートラル」宣言を受け、政府実行計画の改定が行われました。新しい政府実行計画においては、「2030年度までに、2013年度比で50%削減」を目標に掲げています。

本市においては、2021年度現在、2013年度比で約46%の削減を行っており、本計画の満了期間である2030年度までに政府目標である50%を早い段階で達成すると見込まれるため、より一層の削減を行うべく2030年度までに60%の削減を目指します。

数値目標（2013年度比）

		削減目標
中間年度	2026年度 (令和8年度)	53%削減
目標	2030年度 (令和12年度)	60%削減

参考：実行計画（市事務事業編）の目標策定にあたって準拠してきた国の目標

実行計画	国目標
第2・3次計画	京都議定書：2012年度までに1990年度比▲6%
第4次計画	国連へ提出した約束草案：2030年度までに2013年度比▲26%
第5次計画	パリ協定に基づく目標：2030年度までに2013年度比▲50%

2 具体的な取り組み（目標）

2030年度までに60%削減する目標を達成するため、温室効果ガス排出量を定めます。

なお、第2章計画改定の趣旨5計画改定方針で述べたとおり、以降に記載する取り組み内容については、状況に応じ、柔軟に加筆・修正して取り組むこととします。

年度			温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）
実績値	基準年度	2013年度 （平成25年度）	13,443
	第3次計画 実績	2021年度 （令和3年度）	7,253 46%削減
目標値	中間年度	2026年度 （令和8年度）	6,318 53%削減
	目標年度	2030年度 （令和12年度）	5,377 60%削減

2-1 電気使用量の削減

事務事業編の対象となる温室効果ガスの排出量で、多くを占めるのが電気の利用に伴う排出であり、重点的に取り組むべきエネルギーと言えます。

省エネルギーの励行のほか、効率の良い機器の導入や、再生可能エネルギーの転換による電気の質的な改善等が必要です。

(1) 照明

- ア 照明の点灯箇所を必要最小限とします。
- イ 昼休みは、必要最小限の照明（窓口等）を点灯するものとします。
- ウ 「必要な時間帯の必要な箇所のみ照明を点灯する」ことを基本に随時スイッチの適正化を図ります。
- エ LED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
- オ 倉庫や廊下の不要な蛍光灯等は間引きし、また、執務室で不要と判断できる蛍光灯等がある場合は、照度基準に留意し間引きします。（※事務室の照度は机上で500ルクス（夜の照度）程度に調整）

(2) 空調

- ア 夏はクールビズ（ノーネクタイ、ポロシャツ等）、冬はウォームビズ（上着や膝掛けの使用等）を実施します。
- イ 事務室等の空調は、暖房20℃、冷房28℃を室温及び相対湿度が40%以上70%を目安に適切な温度湿度管理を行います。
- ウ 必要な時間帯の必要な箇所のみ空調機を使用します。
- エ 空調設備を新たに設置する場合は、室外機は日陰になるよう設置します。
- オ 空調機の効率を上げるため、カーテンや遮光ガラス等を併用します。
- カ 室内機のフィルターは、必要に応じて清掃します。（基本的には年2回清掃）
- キ 室外機アルミフィン等についても定期的に清掃を行います。
- ク 空調機を取替等を行う場合は、省エネ及びノンフロン機種を選定します。

(3) O A機器

- ア 業務終了時は主電源を切ります。（常時待機又は送受信が必要な機器を除く）
- イ パソコンを30分以上使用しないときは、節電モードか又はふたを閉じます。
- ウ O A機器を使用していないときは、すぐに実行できる省エネ操作を行います。（コピー機の節電モードの活用等）
- エ 机上の機器等の待機電力を抑制するため、使用していない時はコンセントか

らプラグを外すか、節電タップ（集中スイッチ付コンセント）を取付け、必要に応じてスイッチの入切を行います。

（４）その他

- ア 電気ポットは使用せず、保温型ポットを使用します。ただし、オール電化施設の電気ポットは、温度調整機能を活用するなど沸かしすぎに注意し、２時間以上使用しない場合はコンセントを抜くように心がけます。また、購入する際は魔法瓶構造の電気ポットを選択します。
- イ 公用以外の冷蔵庫や電子レンジなどの電化製品は原則設置しません。
- ウ 荷物の搬入出等、必要な時以外ではエレベーターを使用しません。
- エ 定時退庁デーを火曜日、ノー残業デーを金曜日とします。
- オ 温水洗浄便座は保温・温水の設定温度を「低」にし、使用していないときはふたを閉める。また、保温便座のスイッチを夏場は切っておきます。
- カ 季節や天候に応じて、自動ドアの開閉に配慮します。（春・秋は天候に応じて全開にしておく）
- キ 夏場の時間外業務や閉庁時の暑さ対策については、原則として扇風機を利用します。また、購入する際は省エネタイプ（ＤＣモータタイプ等）を選択します。
- ク つる性植物などを利用した熱エネルギー遮断により、日差しや騒音を和らげる緑のカーテンの設置に努めます。
- ケ 退庁時にカーテン等を閉めることにより、施設内温度変化の抑制に努めます。

2-2 化石燃料使用量の削減

化石燃料は、施設の熱源、空調、公用車の燃料等で主に使用しています。省エネを基本とし、必要に応じて設備更新などの抜本的な取り組みが必要です。

設備を新設する場合は、燃料使用量が多い機器を導入すると、その先何年も排出量が増えてしまう恐れがあるため、省エネに資する機器を導入するよう努めます。

また、公用車を更新する際には、電動車※購入に努めます。

※電動車…バッテリーに蓄えた電気エネルギーを車の動力の全てまたは一部として使う車。

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車があります。

具体的目標：代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年までに全て電動車とする。

（1）重油、灯油（ボイラ、ストーブ等）

- ア 必要な時間帯の必要な箇所のみ使用します。
- イ 効率の良い燃焼を維持します。（適切な清掃を行うなど、維持管理の徹底）
- ウ 終了時間前に燃焼を止め、余熱を利用した暖房を行います。
- エ 上着や膝掛けを使用して、暖房期間を短縮します。

（2）LPガス

- ア 食器洗浄の場合は原則としてお湯を使いません。
- イ 水を沸かすときは、給湯器からの湯をガスコンロで加温し、適量を沸かします。
※給湯器は熱変換効率が高いため。
- ウ 鍋や、やかんの底から炎が出るような無駄な使い方をしません。
- エ 沸騰したらすぐにコンロの火を消します。（やかん等をかけて放置しません。）
- オ 新たに湯を沸かす場合は、ポットの残り湯が無いか確認します。
- カ 職員個人の飲料水については、水筒持参を心がけます。

（3）公用車燃料（ガソリン、軽油）

- ア 急加速、急ブレーキをせず、やさしい発進とエンジンプレーキを活用します。
- イ 車両内に不要なものを積載しないように運転前に点検します。
- ウ タイヤの空気圧が適正に保たれるよう定期的に点検します。
- エ 空吹かしや、無用なアイドリングを行いません。

（参考：出発前の暖気運転・ディーゼル車4月～11月1分以内、12月～3月は3分以内・ガソリン車1分以内）

- オ 待機時間にはアイドリングストップを実施します。
- カ エンジンの回転をなるべく上げずに、高いギアへシフトチェンジを心がけます。
- キ 合理的な走行ルートを選択し、無駄な走行をしないよう心がけます。
- ク 車内を冷やしすぎないように温度調整を心がけます。
- ケ 車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めます。
- コ 近距離の用事は、自動二輪車や自転車積極的に利用します。
- サ 出張等の公用車利用は、同一経路で複数人利用時に使用するよう努め、
その他の場合は費用対効果に鑑み、公共交通機関の利用を心がけます。
- シ エコカー等燃費の良い公用車を優先的に利用します。
- ス テレビ会議システムを活用し、公用車の管内移動による燃料消費を抑えるよう心がけます。
- セ ノーマイカー通勤を心がけます。

(4) 施設管理における取り組み

- ア 電動車の購入を基本とするが、事業の特殊性や経済性により購入できない場合は、より環境負荷の少ない車種を選定し購入します。
- イ 本庁・支所・出先機関等、全体の車両保有台数の見直しを図ります。
- ウ 電動車の普及の動向を鑑み、公共施設への EV 用充電設備の設置を適宜検討します。

2-3 水道使用量の削減

水道水は、浄水や配水等の過程において電気等のエネルギーを利用しています。水道水の供給は市の事業であるため、本計画の電気使用量にも影響を及ぼします。

(1) 職場における節水

- ア 洗車を行う場合は水を出しっぱなしにせず、バケツを用いて下洗いをを行うなど工夫します。
- イ 石鹸や洗剤の使用は適量を厳守し、湯呑み・コップを洗い流す時は必要以上の水を使用しません。
- ウ 食後の弁当や出前の食器等は、ゆすぐ程度の洗浄を心がけます。
(公用の食器等は洗浄可)
- エ 洗濯機を使用する場合は、洗浄する衣料の量に合わせて水量を調節し、最小の水量で完了させます。

- オ ポットの残り湯は、洗浄水など有効に活用します。
 - カ 歯磨きはコップを使用するなど、日常の節水を励行します。
- (2) 施設管理（該当課）における節水
- ア トイレ、洗面用水の水量・水圧調整を定期的に行います。
 - イ トイレ流水擬音装置を可能なところから設置し、不必要な流水を避けます。
 - ウ 定期的な水漏れ点検を励行します。

2-4 廃棄物量の削減

市の事業により排出される廃棄物は、八女西部広域処理施設により処理されますが、その処理過程において多くの電気や化石燃料を使用します。

紙類を中心に分別徹底により廃棄物の削減に取り組みます。また、現場や事業部門では、各部署で廃棄物の種類と内容が異なるため、排出する廃棄物に応じ可能な限り再利用を図るなど、適切な処分を行います。

(1) 庁舎内における廃棄物削減

- ア 紙類をはじめとする資源ごみの分別徹底を図ります。
- イ シュレッダーの使用は原則禁止とするが、高レベルな個人・行政情報は各所管課で判断し、適正に処理します。
- ウ 各部署で不要となった備品類は、庁内LANにより、その情報を提供し再利用に努めます。
- エ 庁舎内での食事の容器は、なるべく返却可能な容器の業者に注文します。
- オ 廃棄の際には、かさばらないように配慮してごみ袋に入れます。
- カ 納品・配送される物品類の過剰包装を拒否し、状況に応じて梱包材・包装紙等を業者や排出者に返却します。

(2) 現場や事業部門においての廃棄物削減

- ア 再資源化可能なものについては、分別・リサイクルを基本に対応します。
- イ 施設の規模に応じた生ごみ処理器を導入し、堆肥として利用します。

2-5 用紙使用量の削減

市の事業において利用される用紙量は非常に多く、その使用量を削減することは、廃棄物量の減少、運搬・保管コストの削減、事務の効率化等に繋がります。

その業務内容に応じ、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することにより、紙の使用量減少を目指します。

（1）印刷用紙の削減

- ア 文書処理は、基本的に電子文書管理システムを利用します。
- イ 紙資料を印刷する場合は、再生紙に両面印刷を原則とします。
- ウ 庁内LANを積極的に活用し、必要性がある場合のみ印刷します。

（2）コピー用紙の削減

- ア コピー用紙は再生紙を使用し、両面印刷を原則とします。
- イ ミスコピー用紙で再利用できるものは、公文書を除きすべて裏面を使用します。
※この場合、個人情報等を含む内容でないか確認し、慎重に裏面を利用する必要があります。
- ウ コピー機の用紙トレイには、片面使用済みA4用紙トレイを設けます。
- エ コピー機横には片面使用済みボックスを設置し、ミスコピー用紙を保管します。
- オ コピー機使用後は、リセットボタン等を押して待機電力を抑制します。

（3）その他

- ア 会議等においては、パソコン及びプロジェクター等を活用し、最大限のデジタル化を図ります。
- イ 会議資料等で紙資料を作成する場合はできるだけ簡素化します。
- ウ 試し印刷や印刷ミスによる無駄をなくすため、プレビュー機能を利用します。

2-6 その他の取り組み

- (1) 使用する物品・消耗品は、グリーン購入を積極的に推進します。
 - ア 購入前に必要性を十分に考え、不用品を購入しません。
 - イ 再生材料、余材、廃材を活用した製品を購入します。
 - ウ 分別廃棄やリサイクルしやすい製品を購入します。
 - エ 詰め替えや再使用可能なリターナブル製品等を購入します。
 - オ 使用時にエネルギーの消費が少ない製品を購入します。
 - カ 製造、使用、廃棄等の段階で環境への負荷が少ない（ノンフロン系物質、温室効果ガスの排出が少ない）製品を購入します。
- (2) 公共工事等において、環境に配慮した取り組みを進めます。
 - ア 再生資材の活用や環境配慮型工法を十分に検討し施工します。
 - イ 護岸改修の際には、可能な限り環境配慮型・多自然型の採用に努めます。
- (3) 今後予定する新築事業については原則ZEBOriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEBReady相当となることを目指す。
 - ア 採光に自然光を活用した設計に心がけます。
 - イ 高断熱ガラス、二重サッシの導入を検討します。
 - ウ 雨水を利用した樹木等への灌水用設備を検討します。
 - エ 周辺環境と調和した施設の整備・管理を率先して進め、緑化促進に努めます。
 - オ フロンガスから代替冷媒への移行を進めます。
- (4) イベントを開催する場合の環境配慮
 - ア 配布物、販売物の過剰配布・過剰包装を抑え、廃棄物の抑制に努めます。
 - イ 分別区分に応じたリサイクルボックスを設置し、分別の徹底と再資源化に努めます。
 - ウ イベント会場には、ごみ処理等に関する担当者を配置し「3R」を基本とした分別、リサイクルを進めごみ減量化に努めます。
 - エ 来場者に対し、公共交通機関や自転車、徒歩での来場を呼びかけるとともに、開催案内に公共交通機関の利用方法、会場へのルート図や所要時間を掲載するなど情報提供に努めます。
 - オ 環境衛生協議会で行う活動を通し、市民の環境問題に対する意識向上に努めます。

3 具体的な取り組み（再エネ導入）

温室効果ガス排出量を減らすため、電気使用量の削減に取り組む一方で、使う電気の質を変えることも重要です。近年、急速なデジタル化でOA機器が増えているほか、電動車が十分に普及すると、電気使用量自体は増加することも考えられます。

よって、自然環境に配慮した太陽光発電設備等を導入し、再生可能エネルギーの普及を推進します。また、熱利用においても、バイオマス、太陽熱等の資源の活用を図ります。

具体的目標：①2030年には設置可能な建築物等の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

②2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

（1）再生可能エネルギーの導入

ア その状況に応じ、公共施設等へ再エネの導入を推進します。

イ 再エネを導入する場合は、地域内の資本を使うとともに、可能な限り市内の事業者との連携を図ることにより、市内の経済循環に資することを目指します。

（2）再生可能エネルギーのマネジメント

ア 再エネを導入する場合は、蓄電設備の設置、エネルギーマネジメントシステム（EMS）によるエネルギー管理の一元化等を検討し、再エネの効率的な運用を図ります。

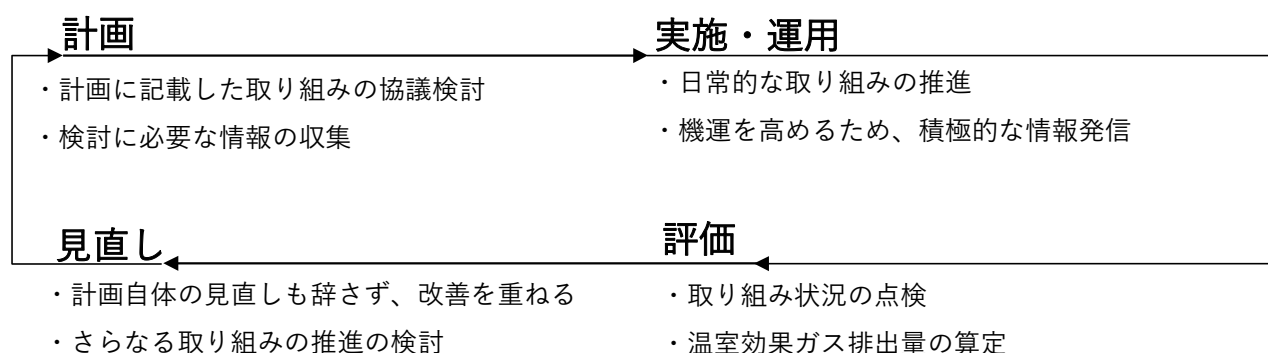
イ 再エネを導入する場合は、その効果の見える化を推進し、庁内及び市民への効果的なアピール活動につなげるよう努めます。

第5章 計画の推進と点検・評価

1 運用方法

目標達成のためには、本計画の内容を各職員が理解し、実践することが必要です。国等のマニュアルも参考にしながら、計画、実施・運用、点検、見直しのステップで目標達成を図ります。

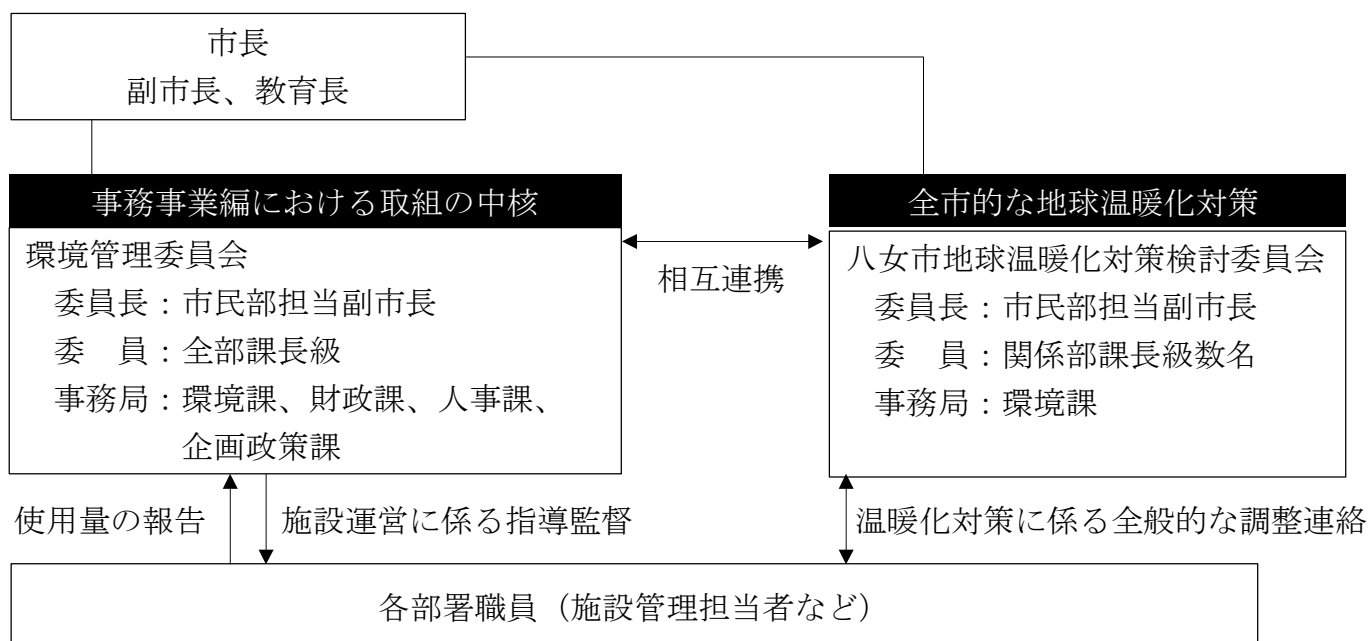
また、結果については庁内に周知するとともに、年度末の結果は本市の環境白書である「八女市の環境」に掲載することで、広く周知することを図ります。



2 推進体制

市民部担当副市長を委員長とする、「環境管理委員会」を中心として推進します。この委員会では、進捗状況の報告等を実施し、本計画の管理・監督を行います。委員の範囲は、副市長、教育長、各部長及び各課（局・室）長とします。支所については各支所長とします。

進捗状況を把握するため、各課・局・室（支所にあつては係）の担当者は、施設のエネルギー使用量を把握し、その結果を集約課である環境課へ報告を行います。



3 計画の見直し

環境管理委員会の委員長であり、省エネ法に基づいたエネルギー管理統括者でもある市民部担当副市长は、計画の進捗状況等を把握し、市長に報告します。

市長が「計画の見直しが必要」と判断した場合は、エネルギー管理統括者はエネルギー管理企画推進者（環境課長）に見直しを指示します。その後、環境管理委員会で審議を経たうえで、市長に報告を行います。

今後の地球温暖化対策においては、行政のみならず、全市的な視点を持つことが必要であるため、状況に応じ、様々な関係者と会議体を組織することになると思われます。

そのため、前述した体制図に縛られることなく、必要に応じた推進体制を組織し、それに即して本計画を推進していくこととします。

第5次八女市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2023年 6月29日 策定

2025年 3月 6日 改定

作 成 八女市市民部環境課
八女市総務部人事課
八女市総務部財政課
八女市企画部企画政策課